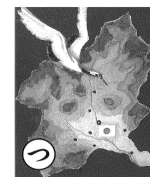




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月22日(金) 号外(第3号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(管財課)	2
○群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則(情報政策課)	2
○群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(文化振興課)	2
○群馬県立自然史博物館の附帯ホールの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則(同)	3
○群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(スポーツ振興課)	3
○群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(健康福祉課)	4
○群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(医務課)	4
○群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則(障害政策課)	6
○群馬県地球温暖化防止条例施行規則の一部を改正する規則(環境エネルギー課)	11
○群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(工業振興課)	11
○群馬県立公園条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課)	19
○群馬県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則(住宅政策課)	21
訓 令	
○群馬県庁議規程の一部を改正する訓令(秘書課)	22
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令(人事課)	22
○群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係事務取扱規程の一部を改正する訓令(自然環境課)	22
○群馬県鳥獣保護管理員服務規程の一部を改正する訓令(同)	22
教育委員会規則	
○消費税法及び地方税法の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則(生涯学習課)	23
○群馬県立自然史博物館組織規則の一部を改正する規則(同)	24
○群馬県学校保健審議会規則の一部を改正する規則(健康体育課)	25
教育委員会訓令	
○職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令(総務課)	25
人事委員会規則	
○群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	25
○職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則	26
病院事業告示	
○群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示の一部改正(総務課)	27

■ 規 則

群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第九号

群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十七年群馬県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表照明設備の項中「九四〇円」を「九五〇円」に、「二、六二〇円」を「二、六六〇円」に改め、同表音響設備の項中「一、八九〇円」を「一、九二〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「二、四七〇円」を「一、四九〇円」に改め、同表映像写設備の項中「六、〇七〇円」を「六、一八〇円」に、「九五〇円」を「九五〇円」に、「七九〇円」を「八〇〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表スタインウェイフルコンサートピアノの項中「九、五三〇円」を「九、七〇〇円」に改め、別表第二号の表ホールの項中「四、一六〇円」を「四、二三〇円」に、「四、七六〇円」を「四、八四〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一三、八九〇円」に改め、同表広間の項中「一、八六〇円」を「一、八九〇円」に、「五、五八〇円」を「五、六七〇円」に改め、同表第一会議室の項を削り、同表第二会議室の項中「第二会議室」を「広間控室(第二会議室)」に改め、同表第三会議室の項から準備室の項までを削り、別表第三号の表ホールの項中「七二〇円」を「七三〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「二、三六〇円」を「二、三九〇円」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「~~第2号~~」を「~~第1号~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に使用の承認を得ている者の当該使用の承認に係る使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則により作成されている用紙があるときは、当分の間、適宜補正をして使用することができる。

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県規則第十号

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則(平成二十七年群馬県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第七項を削り、同条第八項中「別表第二の八の項」を「別表第二の七の項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「別表第二の九の項」を「別表第二の八の項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「別表第二の十の項」を「別表第二の九の項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一项中「別表第二の十一の項」を「別表第二の十の項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「別表第二の十二の項」を「別表第二の十一の項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「別表第二の十三の項」を「別表第二の十二の項」に改め、同項第一号に次のように加え、同項を同条第十二項とする。

リ 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(精神通院医療に係る自立支援医療費に限る。)の支給に関する情報

又 外国人要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

第三条第十四項中「別表第二の十四の項」を「別表第二の十三の項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第四条第一項を削り、同条第二項中「別表第三の二の項」を「別表第三の一の項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「別表第三の三の項」を「別表第三の二の項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「別表第三の四の項」を「別表第三の三の項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「別表第三の五の項」を「別表第三の四の項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「別表第三の六の項」を「別表第三の五の項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「別表第三の七の項」を「別表第三の六の項」に改め、同項を同条第六項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第十一号

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和四十六年群馬県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「一、六〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「三、九七〇円」を「四、〇四〇円」に、「一、六三〇円」を「一、六六〇円」に、「九、六八〇円」を「九、八五〇円」に、「四、七八〇円」を「四、八六〇円」に、「三、四九〇円」を「三、五五〇円」に、「一、九七〇円」を「二、〇〇〇円」に、「八一〇円」を「八二〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七七〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三七〇円」に、「一、六八〇円」を「一、六九〇円」に改め、同表照明設備の項中「一、六三〇円」を「一、六六〇円」に、「八一〇円」を「八二〇円」に、「三、四九〇円」を「三、五五〇円」に、「四、六六〇円」を「四、七四〇円」に、「三、二七〇円」を「三、三三〇円」に、「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に改め、同表音響設備の項中「五、八三〇円」を「五、九三〇円」に、「八一〇円」を「八二〇円」に、「三、四九〇円」を「三、五五〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七七〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四六〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「二、〇八〇円」を「二、一〇〇円」に、「二、三七〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「二、〇八〇円」を「二、一〇〇円」に、「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に改め、同表映写設備の項中「三、二七〇円」を「三、三三〇円」に、「一、九七〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同表ピアノの項中「二、一、三〇〇円」を「二、一、五〇〇円」に、「八、一七〇円」を「八、三二〇円」に、「三、二七〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表会議室・展示室用の項中「二、三八〇円」を「一、四〇〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「六八〇円」を「六九〇円」に改め、同表その他の項中「一、六三〇円」を「一、六六〇円」に、「八一〇円」を「八二〇円」に、「六、五四〇円」を「六、五六〇円」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
2 この規則の施行の際現に利用の承認を得ている者の当該承認に係る利用料金の額については、なお従前の例による。

群馬県立自然史博物館の附帯ホールの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明
群馬県規則第十二号
群馬県立自然史博物館の附帯ホールの管理及び運営に関する規則の一部を改正

する規則

群馬県立自然史博物館の附帯ホールの管理及び運営に関する規則(平成八年群馬県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「一〇、三〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「四、一八〇円」を「四、二五〇円」に、「二、〇八〇円」を「二、一〇〇円」に、「一、五六〇円」を「一、五八〇円」に、「八三〇円」を「八四〇円」に改め、同表音響装置の項中「三、一三〇円」を「三、一八〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に、「八三〇円」を「八四〇円」に改め、同表照明装置の項中「七三〇円」を「七四〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に、「一、五六〇円」を「一、五八〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四四〇円」に、「八三〇円」を「八四〇円」に改め、同表その他附属設備の項中「一〇、三〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「五、二三〇円」を「五、三二〇円」に、「四、一八〇円」を「四、二五〇円」に、「一、五六〇円」を「一、五八〇円」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
2 この規則の施行の際現に利用の承認を得ている者に係る当該承認に係る利用料金の額については、なお従前の例による。

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明
群馬県規則第十三号
群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正

正する規則

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十六年群馬県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一ぐんまアリーナの項中「二〇、九〇〇円」を「二一、二〇〇円」に、「二、六七〇円」を「二、七一〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「五、二四〇円」を「五、三三〇円」に、「三、一八〇円」を「三、二三〇円」に、「四、二一〇円」を「四、二八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改め、同表ぐんま武道館の項中「二、六七〇円」を「二、七一〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「三、一八〇円」を「三、二三〇円」に、「四、二一〇円」を「四、二八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改め、同表サブアリーナの項中「四、六〇〇円」を「四、六八〇円」に改め、同表アイスアリーナの項中「六一〇円」を「六二〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に改め、同表バレーボールコートマット一面の項中「二〇、九〇〇円」を「二一、二〇〇円」に改

め、同表テニスコートマット一面の項中「一〇、四〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に改め、同表バドミントンコートマット一面の項中「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
2 この規則の施行の際現に使用の承認を受けている者の当該承認に係る利用料金の額については、なお従前の例による。

群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第十四号

群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成十年群馬県規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表大ホール舞台装置の項中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に改め、同表大ホール用放送設備の項中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
2 この規則の施行の際現に使用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、なお従前の例による。

群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第十五号

群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則(平成二十二年群馬県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(貸与対象者)」に改め、同条を同条第五項とし、同条に第一項から第四項までとして次の四項を加える。

条例第二条に規定する規則で定める県内出身者等は、次の各号のいずれかに該当

する者とする。

- 一 県内に所在する高等学校又は中等教育学校を卒業した者
二 県内に所在する通常の課程による十二年の学校教育又は専修学校の高等課程を修了した者

三 県内に所在する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は同法に基づく大学の大学院を卒業し、又は修了した者

四 申請時の住所が県内にある者

五 父母、祖父母又は配偶者のうちいずれかの者の申請時の住所が県内にある者

六 申請時の本籍が県内にある者

2 条例第二条に規定する生計を一にする者として規則で定める者は、次に掲げる者とする。
一 修学資金の貸与を受けようとする者と同一世帯の父母
二 修学資金の貸与を受けようとする者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者

三 前二号に掲げる者のほか、これらに類する者と知事が認める者

3 条例第二条に規定する所得額は、過去一年間における所得税法第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額から知事が定める金額を控除した額とする。

4 条例第二条に規定する規則に定める額は、千五百万円とする。

第四条中「及び第三号」を「第三号及び第五号」に改める。
第六条第一項中「の選考」の下に「に当たって」を加え、「審査により」を「審査のほか、必要に応じて面接等による審査を」に改め、ただし書を削る。

第八条中「毎年度、当該年度分を一括して」を「前条の契約に基づき、二月ごとにその期間分を口座振替の方法により」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該契約に係る最初の修学資金を貸与するとき、又は特別の理由がある」と知事が認めるときは、この限りでない。

第十二条第一項第三号中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。
別記様式第一号中「円 150,000円」を「円」に、

Table with 4 columns: 生年月日及び年齢, 年(満), 月(歳), 貸与申請期間, 年, 月, 日から月まで

Table with 4 columns: 生年月日及び年齢, 年(満), 月(歳), 貸与申請期間, 年, 月, 日から月まで

Table with 4 columns: 大学名(所在地), 年(満), 月(歳), 貸与申請期間, 年, 月, 日から月まで

県内 出身者

を

及び電話番号 () -

帰省先住所及び電話番号	〒 () -				
氏名	続柄	年齢	勤務先	同居及び別居の別	備考
家族の状況					

「連帯保証人」

「生計を一にする者」

「収入額」や「所得額」

「注 連帯保証人の欄は、連帯保証人2名がそれぞれ署名し、記入すること。」

参考事項	
参考事項	

氏名	続柄	年齢	勤務先	同居及び別居の別	備考
----	----	----	-----	----------	----

家族の状況

「連帯保証人」

ふりがな	氏名	生年月日	年月日	生	年月日
本人との続柄					
住所	(電話)				(電話)
職業					
勤務先	所在地				
職	名称				
職	職				
所得額(税込額)	年間	円	年間	円	
参考事項					

「他の奨学金の貸与を受け、その名の貸与を受けている場合、その名の貸与を記載(他の奨学金の場合も記載)する。」

「他の奨学金の貸与を受け、その名の貸与を受けている場合、その名の貸与を記載(予定している場合も記載)する。」

注 連帯保証人の欄は、連帯保証人2名がそれぞれ署名し、記入すること。「及び3」を「、3及び5」に改める。
別記様式第三号中「収入額」を「所得額」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の別記様式第一号による書類は、改正後の同様式により提出されたものとみなす。

群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第十六号

群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(平成三十一年群馬県条例第十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(あつせんの申立て)

第三条 条例第十二条第一項の規定によりあつせんの申立てを行うおうとする者(以下「申立者」という。)は、別記様式第一号によるあつせん申立書を知事に提出しなければならない。ただし、申立者があつせん申立書の作成又は提出をすることができないことについて相当の理由があると知事が認めた場合は、口頭であつせんの申立てを行うことができる。

2 申立者は、必要に応じて、あつせんの参考となる事項に関する書類、記録その他の資料を提出することができる。

3 第一項ただし書の規定により口頭であつせんの申立てを行う場合には、申立者は、あつせん申立書に定める事項を陳述しなければならない。

4 前項の規定による陳述を行う場合は、知事の指名する職員は、当該陳述を録取しなければならない。この場合において、当該職員は、録取した書面を、陳述を行った申立者に読み聞かせる等の方法により誤りのないことを確認し、署名又は記名押印を求めなければならない。

5 条例第十二条第一項の規定により障害者以外の者があつせんの申立てを行うおうとする場合は、当該あつせんの申立てが同条第二項第四号の規定に該当しないことを証明しなければならない。(身分証明書)

第四条 条例第十三条第三項の証明書は、別記様式第二号(条例第十四条第五項において準用する場合にあつては、別記様式第三号)によるものとする。

(あつせんの開始)

第五条 知事は、条例第十四条第一項の規定により協議会にあつせんを求めた場合は、対象事業者の当事者に対して、速やかに、その旨を通知するものとする。

2 知事は、あつせんを求めることが適当でないと認めたときは、申立者に対して、速やかに、その旨及びその理由を通知するものとする。

3 協議会は、あつせんを行うことが適当でないと認めたときは、申立者に対して、速やかに、その旨及びその理由を通知するものとする。

(あつせん案の提示)

第六条 条例第十四条第七項の規定によるあつせん案の提示は、次に掲げる事項を記載した書面を対象事業者の当事者に送付することにより行うものとする。

- 一 あつせん案の内容及び当該あつせん案の受諾を求める理由
- 二 あつせん案に対する諾否の応答をすべき期限及びその方法
- 三 前二号に掲げるもののほか、参考となる事項

(あつせんの終了)

第七条 協議会は、条例第十四条第八項の規定によりあつせんが終了したときは、対象事業者の当事者に対して、速やかに、その旨及びその理由を通知するものとする。

(あつせんの手続の非公開)

第八条 協議会が行うあつせんの手続は、公開しない。

(勧告の実施)

第九条 条例第十五条第二項の規定による勧告は、次に掲げる事項を記載した書面を対象事業者に送付することにより行うものとする。

- 一 勧告の対象となる者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- 二 勧告の対象となる者の勧告に係る事業所の所在地
- 三 勧告の内容及び理由
- 四 勧告に従う旨又は従わない旨の意思の表明をすべき期限及びその方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

(意見聴取の手続)

第十条 群馬県行政手続条例(平成七年群馬県条例第四十四号)第三章第二節の規定は、知事が条例第十六条第二項の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、「不利益処分」とあるのは「公表」と、「条例等」とあるのは「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(平成三十一年群馬県条例第十四号)」と、「職員その他の規則で定める者」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

(公表)

第十一条 条例第十六条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

- 2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 勧告を受けた者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- 二 勧告を受けた者の勧告に係る事業所の所在地
 - 三 勧告の内容
 - 四 勧告に従わなかったこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (協議会の議事)
- 第十二条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
 - 2 協議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
 - 3 協議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (合議体)
- 第十三条 合議体を構成する委員又は専門委員(以下「委員等」という。)には、次に掲げる者を含まなければならない。
 - 一 障害者又はその家族
 - 二 障害者の福祉に関する事業に従事する者
 - 三 障害を理由とする差別の解消に関し学識経験のある者
 - 四 事業者又は事業者団体の役員
 - 五 弁護士
 - 2 合議体のうち、会長が構成員となるものにあつては会長が長となり、その他のものにあつては会長の指名する委員等が長となる。
 - 3 前項に規定する長(以下「合議体の長」という。)は、合議体を代表し、合議体の会務を掌理する。
 - 4 合議体の長に事故があるときは、当該合議体に属する委員等のうちから合議体の長があらかじめ指名する委員等が、その職務を代理する。
- 第十四条 合議体の会議は、合議体の長が招集し、合議体の長がその議長となる。
 - 2 合議体は、これを構成する委員等の過半数が出席しなければ、議決をすることができない。
 - 3 合議体の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、合議体の長の決するところによる。
 - 4 合議体の長は、合議体における調査審議の状況及び結果を会長に報告するとともに、前項の議決がされた場合は、次の協議会の会議においてこれを報告するものとする。
 - 5 前条及び前各項に定めるもののほか、合議体の運営に関し必要な事項は、合議体の長が会長の同意を得て定める。
- (委任)
- 第十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。
- 附則
- この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

別記様式第1号(規格A4)(第3条関係)

		年	月	日
群馬県知事 へ				
	住所			
申立者	氏名			印
	電話番号			
	FAX番号			
あつせん申立書				
群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおりあつせんを求めます。				
1	障害を理由として不当な差別的取扱いを受けた障害者			
	住所			
	氏名			
	申立者との関係			
2	障害を理由として不当な差別的取扱いを行ったとされる事業者			
	事業者の名称(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
	障害を理由として不当な差別的取扱いを行ったとされる事業所の所在地			
3	障害を理由とした不当な差別的取扱いの概要			
4	求めるあつせんの内容			
5	その他参考となる事項			

別記様式第2号(規格縦55ミリメートル、横182ミリメートル)(第4条関係)

(表面)

<p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p>所属 職名 氏名</p> <p>上記の者は、群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第13条第1項の規定により対象事案に係る事実の調査を行う職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p>群馬県知事</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(抜粋)</p> <p>(事実の調査)</p> <p>第13条 知事は、あっせんの申立てがあったときは、その職員に、対象事案に係る事実を調査させるものとする。</p> <p>2 対象事案の当事者(あっせんの申立てを行った者及び当該あっせんの申立てにおいて障害を理由として不当な差別的取扱いを行ったとされた事業者(以下「対象事業者」という。)をいう。以下同じ。)その他関係者(以下「対象事案関係者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 第1項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、対象事案関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
--	--

(裏面)

<p>(あっせん)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 協議会は、第1項の規定によるあっせんの求めがあった場合において、必要があると認めるときは、対象事案関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることその他の必要な調査を行うことができる。</p> <p>4 協議会は、必要があると認めるときは、知事に前項の調査の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、知事は、その職員に、当該調査を行わせるものとする。</p> <p>5 前条第3項の規定は、前2項の調査について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「次条第3項の調査を行う協議会の委員又は専門委員及び同条第4項」と読み替えるものとする。</p>	<p>6 対象事案関係者は、正当な理由がある場合を除き、第3項の規定による調査(第4項の規定により知事その全部又は一部を行う場合を含む。)に協力しなければならない。</p> <p>7から9まで 略</p>
--	--

別記様式第3号(規格縦55ミリメートル、横182ミリメートル)(第4条関係)

(表面)

身分証明書	第 号	群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(抜粋)
氏名		(事実の調査) 第13条 略 2 略 3 第1項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、対象事案関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
上記の者は、群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第14条第3項の規定によりあつせんに必要な調査を行う群馬県障害者差別解消推進協議会の委員又は専門委員であることを証明する。		
年 月 日交付		
群馬県知事	印	

(裏面)

(あつせん) 第14条 略 2 略 3 協議会は、第1項の規定によるあつせんの求めがあった場合において、必要があると認めるときは、対象事案関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることその他の必要な調査を行うことができる。 4 略 5 前条第3項の規定は、前2項の調査について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「次条第3項の調査を行う協議会の委員又は専門委員及び同条第4項」と読み替えるものとする。	6 対象事案関係者は、正当な理由がある場合を除き、第3項の規定による調査(第4項の規定により知事はその全部又は一部を行う場合を含む。)に協力しなければならない。 7 から 9 まで 略
---	---

群馬県地球温暖化防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第十七号

群馬県地球温暖化防止条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県地球温暖化防止条例施行規則(平成二十二年群馬県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「環境森林事務所」を「森林環境事務所」に改める。
第四条第一号中「第十九条第一項」を「第十八条第一項」に改める。
第二十七条第一号中「第二十一条第二号」を「第十八条第二号」に改め、同条第二号中「第二十一条第三号」を「第十八条第三号」に改め、同条第三号中「第二十一条第四号」を「第十八条第四号」に改め、同条第四号中「第二十一条第十号」を「第十八条第十号」に改め、同条第五号中「第二十一条第十六号」を「第十八条第十六号」に改める。
第二十九条第一項中「第八十条第一号イ」を「第四百四十七条第一号イ」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第十八号

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成十五年群馬県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一電気電子系の項に次のように加える。

マイクロ波ネットワークアナライザ	一時間につき	五、五三〇円
機能性マテリアルアナライザ	一時間につき	二、九三〇円
交直流磁化特性解析装置	一時間につき	二、〇一〇円
AIシステム	一時間につき	二、〇五〇円
AI研修用PC	一時間につき	四〇〇円

別表第一計測系の項中

円筒形状測定機

一時間につき

一、九五〇円

三次元測定機

一時間につき

一、五九〇円

三次元測定機

一時間につき

一、五九〇円

め、同表機械系の項中

引張圧縮/ねじり疲労試験機

一時間につき

三、一三〇円

引張圧縮/ねじり疲労試験機(EH FIEV)

一時間につき

三、六四〇円

複合材料試験機

一時間につき

六六〇円

複合材料試験機(一〇kN)

一時間につき

一、一八〇円

複合環境振動試験機(複合試験)

一時間につき

五、四五〇円

複合環境振動試験機(振動試験)

一時間につき

三、二四〇円

複合環境振動試験機(冷熱衝撃試験)

一時間につき

二、一六〇円

複合環境振動試験機(温湿度試験)

一時間につき

八二〇円

恒温恒湿室

一時間につき

一、〇八〇円

振動試験機(複合試験)

一時間につき

五、四五〇円

振動試験機(大型)

一時間につき

三、二四〇円

振動試験機(温湿度試験)

一時間につき

八四〇円

恒温恒湿室

一時間につき

一、〇八〇円

低温低湿恒温恒湿器

一時間につき

四六〇円

め、同項に次のように加える。

3Dスキャンシステム

一時間につき

二、九五〇円

マシンングセンタ

一時間につき

二、四六〇円

別表第一化学系の項中

を

に改

を

に、

を

に、

を

に改

複合材料試験機による試験 (N機による試験)	一般のもの	一件につき	二、九五〇円
	伸び計使用	一件につき	四、四二〇円
恒温槽使用	一件につき	六、八八〇円	
を			
複合材料試験機による試験	一般のもの	一件につき	二、八七〇円
	伸び計使用	一件につき	四、三七〇円
特殊なもの	一件につき	額七間超る(一四、三〇〇円を八時をえ)	
を			
別表第三試験の項中			
恒温恒湿室(低温低湿対応)	一件につき	一、七七〇円	
に改			
め、同項に次のように加える。			
冷熱衝撃装置	一件につき	一、二三〇円	
を			
冷熱衝撃装置	一件につき	一、二三〇円	
恒温恒湿室	一件につき	一、〇八〇円	
を			
別表第二材料系の項中			
伝導イミュニティ試験装置	一件につき	七七〇円	
雷サージ試験装置	一件につき	八五〇円	
音響解析システム(多用途対応)	一件につき	二、一二〇円	
放射イミュニティ試験装置	一件につき	一、八一〇円	
に改			
め、同項に次のように加える。			
高調波/フリッカ測定装置	一件につき	五一〇円	
を			
垂直入射透過損失計測ユニット	一件につき	一五〇円	
高調波/フリッカ測定装置	一件につき	五一〇円	
を			
静電気許容量試験機	一件につき	一〇〇円	

X線応力測定試験機による試験 (X線力測定試験)	一般のもの	一件につき	三、四四〇円
	特殊なもの	一件につき	四、一一〇円
を			
引張り疲労試験機による試験 (引張り疲労試験)	一般のもの	一件につき	四、五七〇円
	特殊なもの	一件につき	額三間超る(一三、〇〇〇円を八時をえ)
に			
引張り疲労試験機による試験 (引張り疲労試験)	一般のもの	一件につき	額三間超る(一六、〇〇〇円を八時をえ)
	特殊なもの	一件につき	額四間超る(一五、〇〇〇円を八時をえ)
を			
引張り疲労試験機による試験 (引張り疲労試験)	一般のもの	一件につき	額三間超る(一五、〇〇〇円を八時をえ)
	特殊なもの	一件につき	額四間超る(一四、〇〇〇円を八時をえ)
に			

試験 湿度	スナノフオーカ					
	恒温恒湿槽		CT		CT	
	高精度CT	高精度透過	高精度CT	高精度透過	高精度CT	高精度透過
	一件につき	一枚につき	一件につき	一枚につき	一件につき	一枚につき
一時間につき	加八間超る(一え、まえと一七、た〇で、時は一四、額九、間を〇、円と一そ超〇をに時のえ円)	円とえと(一をにるき一、加四枚は枚、え、数、を六、た〇一そ超三、額〇枚のえ〇、〇ご超る円)	加七間超る(一え、まえと一四、た六、で、る、き、時、額〇、時、は、間〇、〇、一、間、を、三、円、と、一、そ、超、〇、を、に、時、の、え、円)	加六間超る(一え、まえと一八、た二、で、る、き、時、額八、時、は、間四、〇、一、間、を、三、円、と、一、そ、超、〇、を、に、時、の、え、円)	円とえと(一をにるき一九、加三枚は枚、え、数、を〇、た八一そ超五、額〇枚のえ〇、〇ご超る円)	加六間超る(一え、まえと一八、た二、で、る、き、時、額八、時、は、間四、〇、一、間、を、三、円、と、一、そ、超、〇、を、に、時、の、え、円)
額二間超る(一、〇、ま、え、と、一、二、円、で、る、き、時、を、ご、時、は、間、九、加、と、間、を、三、え、に、一、そ、超、〇、た、九、時、の、え、円)	に、				を	

試験 湿度	試験湿度					
	耐久試験		恒温恒湿器		恒温恒湿室	
	共振特性	温湿度槽	恒温恒湿器	低温低湿恒温恒湿器	恒温恒湿器	恒温恒湿室
	一件につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき
三間超る(一、六、八、で、る、き、時、五、〇、一、間、を、三、円、と、一、そ、超、〇、を、に、時、の、え、円)	額九間超る(一、〇、ま、え、と、一、三、円、で、る、き、時、を、ご、時、は、間、一、加、と、間、を、四、え、に、一、そ、超、〇、た、九、時、の、え、円)	額六間超る(一、〇、ま、え、と、一、二、円、で、る、き、時、を、ご、時、は、間、五、加、と、間、を、七、え、に、一、そ、超、〇、た、五、時、の、え、円)	額九間超る(一、〇、ま、え、と、一、二、円、で、る、き、時、を、ご、時、は、間、八、加、と、間、を、一、え、に、一、そ、超、〇、た、六、時、の、え、円)	加一間超る(一、え、ま、え、と、一、三、た、一、で、る、き、時、額八、時、は、間二、〇、一、間、を、四、円、と、一、そ、超、〇、を、に、時、の、え、円)	額六間超る(一、〇、ま、え、と、一、二、円、で、る、き、時、を、ご、時、は、間、五、加、と、間、を、七、え、に、一、そ、超、〇、た、五、時、の、え、円)	加一間超る(一、え、ま、え、と、一、三、た、一、で、る、き、時、額八、時、は、間二、〇、一、間、を、四、円、と、一、そ、超、〇、を、に、時、の、え、円)
に、				を		

電氣的試験 磁氣的試験 高周波特性測定試験	電氣的試験	一件につき	一、二八〇円
	磁氣的試験	一件につき	一、八五〇円
複雑なもの	高周波特性測定試験	一件につき	五、一四〇円
	簡易なもの	一件につき	一、九〇〇円

3Dスキャンシステム	真円度	一件につき	二、二一〇円
	3Dスキャンシステム	一時間につき	五、五〇〇円

複合試験	耐久試験(大型)	一件につき	六、七八〇円
	共振試験	一件につき	六、七八〇円
複合試験	複合試験	一時間につき	加五間超ると(一八、四〇〇円をに時のえ え、まると(一、八、四〇〇円をに時のえ た九で、まると(一、八、四〇〇円をに時のえ 額〇〇と一そ超〇円をに時のえ
	高速カメラによる解析	一件につき	六、七八〇円
モーションキャプチャーによる解析	高速カメラによる解析	一件につき	六、七八〇円
	モーションキャプチャーによる解析	一件につき	六、七八〇円

複合環境振動試験(冷熱衝撃試験槽)	複合環境振動試験(恒温恒湿槽)	一時間につき	加六間超ると(一八、七〇〇円をに時のえ え、まると(一、八、七〇〇円をに時のえ た二で、まると(一、八、七〇〇円をに時のえ 額〇〇と一そ超〇円をに時のえ
	複合環境振動試験(恒温恒湿槽)	一時間につき	加六間超ると(一八、七〇〇円をに時のえ え、まると(一、八、七〇〇円をに時のえ た二で、まると(一、八、七〇〇円をに時のえ 額〇〇と一そ超〇円をに時のえ

を

に、

を

電子部品・材料試験	電子部品・材料試験	一件につき	一、六四〇円
	簡易なもの	一件につき	三、〇八〇円
電氣的試験	電氣的試験	一件につき	一、二八〇円
	一般のもの	一件につき	二、八一〇円
磁氣的試験	磁氣的試験	一件につき	一、八五〇円
	一般のもの	一件につき	四、三六〇円
高周波特性測定試験	高周波特性測定試験	一件につき	一、九〇〇円
	簡易なもの	一件につき	五、一四〇円
電子部品・材料試験	電子部品・材料試験	一件につき	九、七三〇円
	特殊なもの	一件につき	一、六四〇円
計測データ処理	計測データ処理	一件につき	三、〇八〇円
	AIシステム実証試験	一時間につき	三、〇八〇円
比表面積測定試験	比表面積測定試験	一件につき	二八、八〇〇円
	窒素ガス吸着	一件につき	三九、一〇〇円
細孔分布測定試験	細孔分布測定試験	一件につき	加二間超ると(一三、七〇〇円をに時のえ え、まると(一、三、七〇〇円をに時のえ た五で、まると(一、三、七〇〇円をに時のえ 額〇〇と一そ超〇円をに時のえ
	窒素ガス吸着	一件につき	三九、一〇〇円
比表面積測定試験(BET法)	比表面積測定試験(BET法)	一件につき	三九、一〇〇円
	窒素ガス吸着	一件につき	三九、一〇〇円
細孔分布測定試験(ガス吸着法)	細孔分布測定試験(ガス吸着法)	一時間につき	超ると(三、八二〇円をに時のえ え、まると(一、三、八二〇円をに時のえ た一で、まると(一、三、八二〇円をに時のえ 額〇〇と一そ超〇円をに時のえ
	クリプトンガ	一件につき	三九、一〇〇円
クリプトンガ	クリプトンガ	一件につき	三九、一〇〇円
	スクリプティング	一件につき	三九、一〇〇円

に改

を

に、

を

に、

		間まで こと に 加えた額 (四〇〇円)
--	--	----------------------------------

「め、同表分析の項中

スペクトル測定	一時間につき	五、五〇〇円
緩和時間測定	一件につき	六、四二〇円

を

緩和時間測定	一件につき	六、四二〇円
--------	-------	--------

に、

有機微量元素分析	一件につき	一三、四〇〇円
----------	-------	---------

を

有機元素分析	一件につき	一四、八六〇円
--------	-------	---------

に改

「め、同表製作又は加工の項中

プリント基板試作	一時間につき	三、二九〇円
----------	--------	--------

を

プリント基板試作	一時間につき	三、二九〇円
試験システム製作	一時間につき	三、五九〇円

に改

「め、同表試験・分析の技術レポート作成の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「別表第四試験の項中「恒温恒湿室」を「恒温恒湿室(低温低湿対応)」に、

広帯域三メートル法電波暗室	一時間につき	一〇、二〇〇円
---------------	--------	---------

を

高機能三メートル法電波暗室	一時間につき	一〇、六五〇円
---------------	--------	---------

高機能三メートル法電波暗室	一時間につき	一一、二三〇円
---------------	--------	---------

に、「六、九四〇円」を

「八、七〇〇円」に、「二六、五八〇円」を「八、七二〇円」に、

EMS試験(シールドルーム)	一般のもの	一時間につき	三、四九〇円
	特殊なもの	一時間につき	一一、五〇〇円
遠方界シールド材評価試験	一般のもの	一時間につき	一三、九〇〇円
	特殊なもの	一時間につき	一三、九〇〇円

を

EMS試験(シールドルーム)	一時間につき	六、七九〇円
遠方界シールド材評価試験	一時間につき	一六、八〇〇円

に改

「め、同表試験・分析の技術レポート作成の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「第二条 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第一電気電子系の項中「一、三八〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に、「五、五三〇円」を「五、六三〇円」に、「二、九三〇円」を「二、九八〇円」に、「二、〇一〇円」を「二、〇四〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に改め、同表計測系の項中「一、五九〇円」を「一、六一〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「五六〇円」を「五七〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一三〇円」に改め、同表機械系の項中「三、六四〇円」を「三、七〇〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「八七〇円」を「八八〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七七〇円」に、「五六〇円」を「五七〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「五、四五〇円」を「五、五五〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「八四〇円」を「八五〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「三、七五〇円」を「三、八一〇円」に、「二、三二〇円」を「二、三五〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇三〇円」に、「二、四九〇円」を「二、五二〇円」に、「二、八二〇円」を「二、八七〇円」に、「四、八六〇円」を「四、九五〇円」に、「二、七二〇円」を「二、七七〇円」に、「一、一六〇円」を「一、二一〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七五〇円」に、「三、七六〇円」を「三、八一〇円」に、「四、九一〇円」を「四、九六〇円」に、「二、六二〇円」を「二、六六〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二一〇円」に、「四、〇六〇円」を「四、一三〇円」に、「三、四四〇円」を「三、五〇〇円」に、「二、七七〇円」を「二、八二〇円」に、「二、七二〇円」を「二、七七〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「二、四一〇円」を「二、四五〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三五〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「六、三七〇円」を「六、四八〇円」に、「二、七四〇円」を「二、七七〇円」に、「三、三四〇円」を「三、四〇〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「一、二三〇円」を

「一、二五〇円」に、「一、九五〇円」を「一、九八〇円」に、「八、五三〇円」を「八、六八〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「五、四五〇円」を「五、五五〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、六八〇円」に、「五、九八〇円」を「六、〇九〇円」に、「二、一四〇円」を「二、一七〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇一〇円」に改め、同表食品系の項中「七一〇円」を「七二〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「一一、二五〇円」を「一一、四〇〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一七〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に改め、同表バイオ系の項中「二、六二〇円」を「二、六六〇円」に改める。

別表第二電気電子系の項中「六、一八〇円」を「六、二九〇円」に、「七、四六〇円」を「七、五九〇円」に、「三、九〇〇円」を「三、九七〇円」に、「四、五六〇円」を「四、六四〇円」に、「五、八四〇円」を「五、九四〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇三〇円」に、「一、六九〇円」を「一、七二〇円」に、「二、二五〇円」を「二、二九〇円」に、「三、五三〇円」を「三、五九〇円」に、「一、八一〇円」を「一、八四〇円」に、「二、二〇円」を「二、一五〇円」に、「八五〇円」を「八六〇円」に、「七七〇円」を「七八〇円」に改め、同表機械系の項中「五六〇円」を「五七〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「一、六九〇円」を「一、七二〇円」に、「二、九五〇円」を「三、〇〇円」に改め、同表材料系の項中「一、四九〇円」を「一、五一〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「一、七七〇円」を「一、八〇〇円」に改める。

別表第三試験の項中「三、一八〇円」を「三、二三〇円」に、「四、八三〇円」を「四、九一〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「三、一三〇円」を「三、一八〇円」に、「四、七三〇円」を「四、八一〇円」に、「六、六三〇円」を「六、七五〇円」に、「二、七七〇円」を「二、八二〇円」に、「三七、五〇〇円」を「三八、一〇〇円」に、「二、九五〇円」を「三、〇〇〇円」に、「四、四二〇円」を「四、五〇〇円」に、「六、八八〇円」を「七、〇〇〇円」に、「二、九六〇円」を「三、〇一〇円」に、「一、五八〇円」を「一、六〇〇円」に、「四、八八〇円」を「四、九七〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に、「六、五八〇円」を「六、七〇〇円」に、「三、八三〇円」を「三、九〇〇円」に、「一、三、〇四〇円」を「一、三、二〇〇円」に、「七七〇円」を「七八〇円」に、「四、〇一〇円」を「四、〇八〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇三〇円」に、「一、九七〇円」を「一、九八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「二、七二〇円」を「二、七七〇円」に、「三、四四〇円」を「三、五〇〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「四、一六〇円」を「四、二三〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「二、三六〇円」を「二、四〇〇円」に、「九七〇円」を「九八〇円」に、「五、九六〇円」を「六、〇七〇円」に、「二、一八〇円」を「二、二〇〇円」に、「九、〇五〇円」を

「九、二一〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、八七〇円」に、「八、四三〇円」を「八、五八〇円」に、「六、二八〇円」を「六、三九〇円」に、「一四、〇三〇円」を「一四、二〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「七、七四〇円」に、「一、六三〇円」を「一、八〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、〇七〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一七、七〇〇円」に、「八、〇九〇円」を「八、二三〇円」に、「八、一三〇円」を「八、二八〇円」に、「九、九二〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「四、九〇円」を「五、〇七〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、一八〇円」に、「五二〇円」を「四、六〇〇円」に、「三、五四〇円」を「三、六〇〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「二、八一〇円」を「二、八六〇円」に、「六九〇円」を「七〇〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「五六〇円」を「五七〇円」に、「三、一四〇円」を「三、一九〇円」に、「九〇円」を「一、〇〇〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、〇七〇円」に、「八五〇円」を「八六〇円」に、「四、三七〇円」を「四、四五〇円」に、「六七八〇円」を「六、九〇〇円」に、「三、八五〇円」を「三、九二〇円」に、「一、八、四五〇円」を「一、八、六〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に、「三、九五〇円」を「四、〇二〇円」に、「五、三四〇円」を「五、四三〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、〇〇円」に、「一、七九〇円」を「一、八二〇円」に、「八七〇円」を「八八〇円」に、「一、五九〇円」を「一、六一〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「五、九七〇円」を「六、〇八〇円」に、「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に、「一、二八〇円」を「一、三〇〇円」に、「四、四四〇円」を「四、五二〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二八〇円」に、「一五、八九〇円」を「一六、一〇〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、二一〇円」を「二、二五〇円」に、「三一、二八〇円」を「三一、八〇〇円」に、「三、八九〇円」を「三、九一〇円」に、「二、四一〇円」を「二、四五〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「一、九五〇円」を「一、九八〇円」に、「一、八二〇円」を「一、八三〇円」に、「一、八三〇円」を「一、三〇〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「三一、八〇〇円」を「三一、三〇〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「一、二、三〇〇円」を「一、二、五〇〇円」に改め、同表校正の項中「五、八一〇円」を「五、九一〇円」に、「四、九三〇円」を「五、〇二〇円」に、「一、一、三〇円」を「一、一五〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、九五〇円」を「一、九八〇円」に、「九七〇円」を「九八〇円」に改め、同表分析の項中「二、二三〇円」を「一、

円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則のうち、第一条の規定(群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則別表第三試験・分析の技術レポート作成の項及び別表第四試験・分析の技術レポート作成の項の改正規定を除く。)は平成三十一年四月一日から、同条中同規則別表第三試験・分析の技術レポート作成の項及び別表第四試験・分析の技術レポート作成の項の改正規定は同年七月一日から、第二条、次項及び附則第三項の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)別表第一及び別表第二の規定は、同条の規定の施行の日以後にされる使用の申請に係る使用料について適用し、同日前にされた使用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第三及び別表第四の規定は、第二条の規定の施行の日以後にされる試験等の依頼に係る手数料について適用し、同日前にされた試験等の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県立公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第十九号

群馬県立公園条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立公園条例施行規則(昭和三十三年群馬県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「競技場」の下に「等」を加え、同条第二項中「競技場」の下に「等」を加える。

第五条中「競技場」の下に「等」を加える。

第十条第二項中「競技場の」を「競技場等の」に改める。

第十条の二第一号中「競技場」の下に「等」を加える。

別表第二号の表敷島公園の項中「野球場」を「野球場
管理棟(会議室・多目的室)」に改める。

別記様式第三号別紙以外の部分中「競技場利用許可申請書」を「競技場等利用許可申請書」とし、「競技場名」を「施設名」とし、「サッカー・ラグビー場」を「サッカー・ラグビー場」とし、「付属施設」を「附属施設」に改め、同様式別紙を次の

(山縣剛・多田吉雄)「
ように改める。

別紙

敷島公園の有料公園施設の附属施設又は夜間照明施設の利用(利用するものに○又は必要事項を記入すること。)

施設名等		1日	午前	午後	時間外	施設名等		利用時間		
陸上競技場	附属施設	会議室				照明施設	利用者の区分	県外利用者アマチュアスポーツ以外 それ以外		
		雨天練習室						点灯区分	全点灯	: ~ :
		トレーニング室							3分の2点灯	: ~ :
		きよ火施設	式						3分の1点灯	: ~ :
		大型映像装置							5分の1点灯	: ~ :
広告表示 有・無				10分の1点灯	: ~ :					
補助陸上競技場	照明施設	点	全点灯	: ~ :						
		灯	2分の1点灯	: ~ :						
		区	14分の5点灯	: ~ :						
		分	14分の2点灯	: ~ :						
野球場	附属施設	会議室				照明施設	利用者の区分	県外利用者アマチュアスポーツ以外 それ以外		
		投球練習所						点灯区分	全点灯	: ~ :
		大型映像装置	試合						2分の1点灯	: ~ :
			広告表示 有・無						4分の1点灯	: ~ :
放送報道室	室	室	室	室						
水泳場	附属	大会運営室								
サッカー・ラグビー場	附属	会議室								
管理棟	施設	会議室	A・B	A・B	A・B	A・B				
		多目的室								

敷島公園の有料公園施設の附属器具等の利用(利用するものに必要事項を記入すること。)

区分	一日	午前	午後	時間外	区分	一日	午前	午後	時間外
陸上競技用器具	式	式	式	式	拡声装置	式	式	式	式
	点				湯沸室	室	室	室	室
サッカー用器具	組	組	組	組	温水シャワー室	室	室	室	室
ラグビー用器具	組	組	組	組	天幕	張り	張り	張り	張り
スイミングタイマー	式	式	式	式					

- 附則
- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
 - この規則の施行の際現に提出されている改正前の別記様式第三号による書類は、改正後の同様式により提出されたものとみなす。
 - この規則の施行の際現に作成されている改正前の別記様式第三号による用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二十号

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県営住宅管理条例施行規則(昭和三十五年群馬県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第二項中、「第二号」を削る。
- 第三条の二第一項中「第五条第一項第二号イ」を「第五条第一項第一号イ」に改め、同項第一号ハを次のように改める。
 - ハ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七十七号)第十条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - 第三条の二第一項第一号に次のように加える。
 - ニ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
 - ホ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
- 第三条の二第二項ただし書を削り、同項第四号を次のように改める。
 - 四 前項第一号ハ又はホに該当する者
- 第三条の二第二項第五号から第九号までを削る。
- 第四条中「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第二号」に改める。
- 第八条第一号中「生活保護法」の下に「(昭和二十五年法律第四百四十四号)」を加え、同条第五号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第二項)」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一條第二項」に改め、同号イ中「第三条第三項第三号」の下に「(同法第二十八條の二において準用する場合を含む。)」を、「第五条」の下に「(同法第二十八條の二において準用する場合を含む。)」を加え、同号ロ中「第十条第一項」の下に「(同法第二十八條の二において準用する場合を含む。)」を加え、同条第八号を次のように改める。
 - 八 平成二十三年三月十一日において、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施

策の推進に関する法律(平成二十四年法律第四十八号)第八条第一項に規定する支援対象地域又は福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四条第四号に規定する避難解除区域とされた区域に居住していた者
第十九条中「第五条第一項第二号」を「第五条第一項第一号」に改める。
別記様式第一号中「母・父」を「母・父」に、「母子・父子(未婚)」を「ひとり親(未婚)」に改める。

別記様式第三十一号中

姓 別	生 年 月 日
-----	---------

 を

生 年 月 日

 に

別記様式第三十二号中

回 別 接	回 別 居
-------	-------

 を

回 別 接	回 別 居
-------	-------

 に

別記様式第三十三号表中

郵便番号 〒371-8570 群馬県大田町一丁目1番地1号 群馬県庁七層住居政策課 電話0277-226-3718(直通)	電話番号(五七)
---	----------

 を
 に改める。

別記様式第三十三号表中

電話番号(五七)

 を

別記様式第三十三号表中

住宅電話番号	携帯電話番号
--------	--------

 を

別記様式第三十三号表中

死	亡
---	---

 を

別記様式第三十三号表中

死	亡	特別控除(寡婦)	特別控除(寡夫)	特別控除(寡婦)	障害者(所得課税証明書)
---	---	----------	----------	----------	--------------

 を

5 その他(理由)
特別控除が発生したため(所得税法に規定する障害者、特別障害者、寡婦)

〔寡夫〕又は非婚の母(非婚の父)に該当するため)
その他(理由)
6 退職、廃業並びに勤務先及び雇用形態変更の場合、下表に該当する書類を添付してください。

〔5 所得税法に規定する障害者、特別障害者、寡婦(寡夫)又は非婚の母(非婚の父)に該当する場合は、次の書類を添付してください。
・障害者・特別障害者 障害者手帳の写し(氏名、障害等級、有効期限等を確認できるもの)
・寡婦(寡夫) 所得課税証明書
・非婚の母(非婚の父) 戸籍全部事項証明書又は住民票の写し
6 退職、廃業並びに勤務先及び雇用形態変更の場合は、下表に該当する書類を添付してください。
改める。
別記様式第三十九号中
1 一時不利用の理由
を

1 一時不利用の理由及び滞在先
理由(該当する書類の名称を具体的に記入してください。)
1 入院 2 入所 3 仕事 4 その他()
滞在先住所
滞在先名称
滞在先電話番号
電話番号
氏名
自宅電話番号
携帯電話番号
続柄
に改

郵便番号 371-8570
群馬県真土整備部住宅政策課
電話 027-226-3718(直通)
を

訓令
群馬県訓令甲第一号
群馬県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十一年三月二十二日
群馬県知事 大澤 正明
群馬県庁
地域機関
専門機関
群馬県庁議規程の一部を改正する訓令
第三条第一項中「環境森林部長」を「森林環境部長」に改める。
附則
この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。
群馬県訓令甲第二号
群馬県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十一年三月二十二日
群馬県知事 大澤 正明
群馬県庁
地域機関
専門機関
群馬県庁議規程の一部を改正する訓令
平成三十一年三月二十二日
群馬県知事 大澤 正明

別記様式第四十五号中
郵便番号 371-8570
群馬県真土整備部住宅政策課
電話 027-226-3718(直通)
を

群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。
第三十三条第二項及び第三項中「第四条第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第三十三条の四の見出し中「育児介護職員」を「子育て・介護等職員」に改め、同条第一項中「第三条第四項」の下に「及び第四条第四項」を加え、同条第二項中「養育又は介護の状況申出書」を「養育又は介護等の状況申出書」に改め、同条第五項中「第三条第四項」の下に「又は第四条第四項」を加え、「養育又は介護の状況変更届」を「養育又は介護等の状況変更届」に改める。

第三十五条第一項の表特別休暇の項第十三号の三中「満十五歳」を「満十八歳」に改める。
別記様式第十号の八(第一面)及び(第二面)注1中「育児介護職員」を「子育て・介護等職員」に改める。

別記様式第十号の九中「第4条第3項」の次に「若しくは第4項」を加える。
別記様式第十号の十注以外の部分中「介護の」を「介護等の」に改め、「第3条第4項」の次に「又は第4条第4項」を加え、「要介護者」を「要介護者等」に、「介護の」を「介護等」に改め、「症状」の次に「障害の状況」を加え、「介護の」を「介護等」に改め、同様式注3中「要介護者」を「要介護者等」に、「介護の」を「介護等」に改め、「介護を」を「介護等を」に改める。

別記様式第十号の十一中「又は介護」を「又は介護等」に改め、「第3条第4項」の次に「又は第4条第4項」を加え、「要介護者の介護」を「要介護者等の介護等」に改める。

附則
この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第三号

環境森林部
環境森林事務所
森林事務所

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明
群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係事務取扱規程の一部を改正する訓令

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係事務取扱規程(昭和三十八年群馬県訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。
第二条中「環境森林事務所又は」を「森林環境事務所又は」に、「環境森林事務所等」を「森林環境事務所等」に改める。

第三条から第十条までの規定中「環境森林事務所長等」を「森林環境事務所長等」に改める。

附則
この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第四号

環境森林部
環境森林事務所
森林事務所
鳥獣保護管理員

群馬県鳥獣保護管理員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十一年三月二十二日

群馬県知事 大澤 正明
群馬県鳥獣保護管理員服務規程の一部を改正する訓令

群馬県鳥獣保護管理員服務規程(昭和三十八年群馬県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「環境森林事務所長又は」を「森林環境事務所長又は」に、「環境森林事務所長等」を「森林環境事務所長等」に改める。

第四条及び第五条中「環境森林事務所長等」を「森林環境事務所長等」に改める。
別記様式第一号裏中「環境森林事務所長又は」を「森林環境事務所長又は」に、「環境森林事務所長等」を「森林環境事務所長等」に改める。

別記様式第二号、別記様式第三号表及び別記様式第四号中「環境森林事務所長」を「森林環境事務所長」に改める。

附則

1 この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に交付されている改正前の別記様式第一号による群馬県鳥獣保護管理員証は、改正後の同様式による群馬県鳥獣保護管理員証とみなす。

教育委員会規則

消費税法及び地方税法の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛
群馬県教育委員会規則第二号

消費税法及び地方税法の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
第一条 群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和四十九年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一模写・模造の項中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改め、同表撮影の項中「三、六〇〇円」を「三、六六〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に改める。
別表第二照明設備の項中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に改め、同表映写設備の項中「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に改め、同表音響設備の項中「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に改める。

(群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
第二条 群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十四年群馬県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表熟覧の項中「一、二八〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同表模写・模造の項中「二、五八〇円」を「二、六一〇円」に改め、同表撮影の項中「三、八七〇円」を「三、九四〇円」に改める。

(群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
第三条 群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和六十二年群馬県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表ピアノの項中「二、四二〇円」を「二、四六〇円」に、「四、八四〇円」を「四、九二〇円」に、「一、六五〇円」を「一、六八〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、三六〇円」に改め、同表電子オルガンの項中「八三〇円」を「八四〇円」に、「一、六六〇円」を「一、六八〇円」に改め、同表音響・視聴覚設備の項中「一、二〇〇円」を「一、一四〇円」に、「二、二四〇円」を「二、二八〇円」に、「五六〇円」を「五七〇円」に、「六九〇円」を「七〇〇円」に、「一、三八〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、三五〇円」を「一、三七〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七四〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇六〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一一〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六二〇円」に改める。

(群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
第四条 群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成八年群馬県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一撮影の項中「四、八四〇円」を「四、九二〇円」に改める。
別表第二研修室の項中「一、五七〇円」を「一、五九〇円」に改める。
第五条 群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則の一部改正
(群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則(平成八年群馬県教育委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。
別表熟覧の項中「一、二八〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同表模写、模造、実測の項中「二、五八〇円」を「二、六一〇円」に改め、同表撮影の項中「三、八

七〇円」を「三、九四〇円」に改める。
(群馬県立ぐんま昆虫の森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
第六条 群馬県立ぐんま昆虫の森の設置及び管理に関する条例施行規則(平成十七年群馬県教育委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。
別表第二模写、模造、実測の項中「二、五八〇円」を「二、六一〇円」に改め、同表撮影の項中「三、八七〇円」を「三、九四〇円」に改める。
附則
1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
2 この規則の施行の際現に使用の承認を得ている者に係る当該承認に係る使用料の額については、なお従前の例による。

群馬県立自然史博物館組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十二日
群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第三号

群馬県立自然史博物館組織規則の一部を改正する規則

群馬県立自然史博物館組織規則(平成八年群馬県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び学芸係」を「、地学研究係及び生物研究係」に改める。
第三条学芸係の項を次のように改める。

- 地学研究係
 - 一 古生物、地質・岩石、天文等(以下「地学分野」という。)に係る展示事業の企画及び実施に関すること。
 - 二 地学分野に係る博物館資料の専門的解説に関すること。
 - 三 地学分野に係る博物館資料の収集及び保管に関すること。
 - 四 地学分野に係る博物館資料の専門的及び技術的な調査研究に関すること。
 - 五 地学分野に係る博物館資料の寄贈及び寄託に関すること。
 - 六 地学分野に係る博物館資料の利用の指導及び助言に関すること。
 - 七 地学分野に係る情報システムの運用に関すること。
 - 八 その他地学分野に係る学芸事務に関すること。
- 第三条に次のように加える。
生物研究係
 - 一 哺乳類、昆虫、植物、菌類等(以下「生物分野」という。)に係る展示事業の企画及び実施に関すること。
 - 二 生物分野に係る博物館資料の専門的解説に関すること。
 - 三 生物分野に係る博物館資料の収集及び保管に関すること。
 - 四 生物分野に係る博物館資料の専門的及び技術的な調査研究に関すること。
 - 五 生物分野に係る博物館資料の寄贈及び寄託に関すること。

- 六 生物分野に係る博物館資料の利用の指導及び助言に関すること。
- 七 生物分野に係る情報システムの運用に関すること。
- 八 その他生物分野に係る学芸事務に関すること。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県学校保健審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第四号

群馬県学校保健審議会規則の一部を改正する規則

群馬県学校保健審議会規則(昭和四十年群馬県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第五項を削る。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

群馬県教育委員会訓令甲第一号

事務局

各教育機関(学校を除く。)

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程(昭和三十八年群馬県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第三条第四項」の下に「又は第四条第四項」を加え、同条第四項中「同項」の下に「又は第四条第四項」を加え、同条第九項中「第三条第四項」の下に「及び第四条第四項」を加え、同条第十項中「養育又は介護の状況申出書」を「養育又は介護等の状況申出書」に改め、同条第十三項中「第三条第四項」の下に「又は第四条第四項」を加え、「養育又は介護の状況変更届」を「養育又は介護等の状況変更届」に改める。

別記様式第四号注以外の部分中「介護の」を「介護等の」に改め、「第3条第4

項」の次に「又は第4条第4項」を加え、「要介護者」を「要介護者等」に、「介護」を「介護等」に改め、「定法」の次に「・障害の状況」を加え、「介護が」を「介護等が」に改め、同様式注3中「要介護者」を「要介護者等」に、「介護の」を「介護等の」に、「介護を」を「介護等を」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第三号

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の七の前の見出し中「第三条第四項」の下に「及び第四条第四項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 条例第四条第四項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 東京事務所において、中央諸官庁との連絡に関する業務に従事する職員
- 二 近代美術館、館林美術館、歴史博物館、自然史博物館又は土屋文明記念文学館に勤務する職員

三 浅間家畜育成牧場又は畜産試験場に勤務する職員(事務職員を除く。)

四 総合教育センター、文書館又は生涯学習センターに勤務する職員

第二条の八第一項中「第三条第四項」の下に「及び第四条第四項」を加え、同項第一号中「第三条第一項」の下に「又は第四条第一項」を加え、同項第三号中「月曜日から金曜日までの」を削り、同条第二項中「第三条第四項」の下に「及び第四条第四項」を加える。

第二条の九第一項中「第三条第四項」の下に「及び第四条第四項」を加える。

第二条の十第三項第一号中「又は小学校」の下に「、中学校」を加え、「の前期課程」を削り、「小学部」の下に「若しくは中学部」を加え、同条に次の一項を加える。

4 条例第三条第四項第二号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児である配偶者等（条例第三条第四項第一号に規定する配偶者等をいう。）の世話をする職員

二 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第四百四十条に規定する特別の教育課程による教育を受ける子の世話をする職員

第二条の十一第一項中「前条第三項各号」の下に「（同条第四項各号に該当する職員にあつては、同項各号）」を加える。

第七条に次の三項を加える。

5 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 大規模な災害若しくは感染症又は重大な環境汚染への対応、重大事件の捜査その他の県民の生命、健康、生活又は財産に重大な被害又は影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある災害、事件、事故等に関する業務

二 前号に掲げるもののほか真にやむを得ないものとして人事委員会が認める業務

6 任命権者は、条例第十条第四項の許可を受けようとする場合には、当該業務の具体的な内容、人員配置又は業務分担の見直し等を行つてもなお同条第三項の限度時間（以下「限度時間」という。）を超えて同条第二項の時間外勤務（以下「時間外勤務」という。）をすることを命じなければならない理由等を明確にして、あらかじめ人事委員会に申請しなければならない。

7 任命権者は、限度時間を超えて時間外勤務をすることを命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行い、その結果を人事委員会に報告しなければならない。

第十二条第一項第十三号の三中「満十五歳」を「満十八歳」に、「小学生又は中学生」を「就学前の子以外」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第四号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成二十年群馬県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四百条第四項第二号」を「第四百条第七項第二号」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の第二条の規定の適用については、同条に規定する大学院の課程には、この規則による改正前の第二条に規定する大学院の課程（学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたものに限る。）を含むものとする。

■ 病院事業告示

◎病院事業告示第5号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示(平成25年群馬県病院事業告示第3号)の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

表県立心臓血管センター県立がんセンター県立精神医療センター県立小児医療センターの項中「810円」を「820円」に、「610円」を「620円」に改め、同表県立心臓血管センターの項中「65,800円」を「67,000円」に、「59,400円」を「60,500円」に、「41,500円」を「42,200円」に、「64,100円」を「65,200円」に、「20,100円」を「20,400円」に、「22,500円」を「22,900円」に、「33,200円」を「33,800円」に、「100分の108」を「100分の110」に、「5,150円」を「5,240円」に、「1,000円」を「1,010円」に、「7,500円」を「7,630円」に、「30,800円」を「31,300円」に、「4,640円」を「4,720円」に、「8,740円」を「8,900円」に改め、同表県立がんセンターの項中「147,000円」を「149,700円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「402,100円」を「409,500円」に、「100分の108」を「100分の110」に、「8,020円」を「8,160円」に、「940円」を「950円」に改め、同表県立小児医療センターの項中「100分の108」を「100分の110」に、「2,050円」を「2,080円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「670円」を「680円」に、「870円」を「880円」に改める。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111